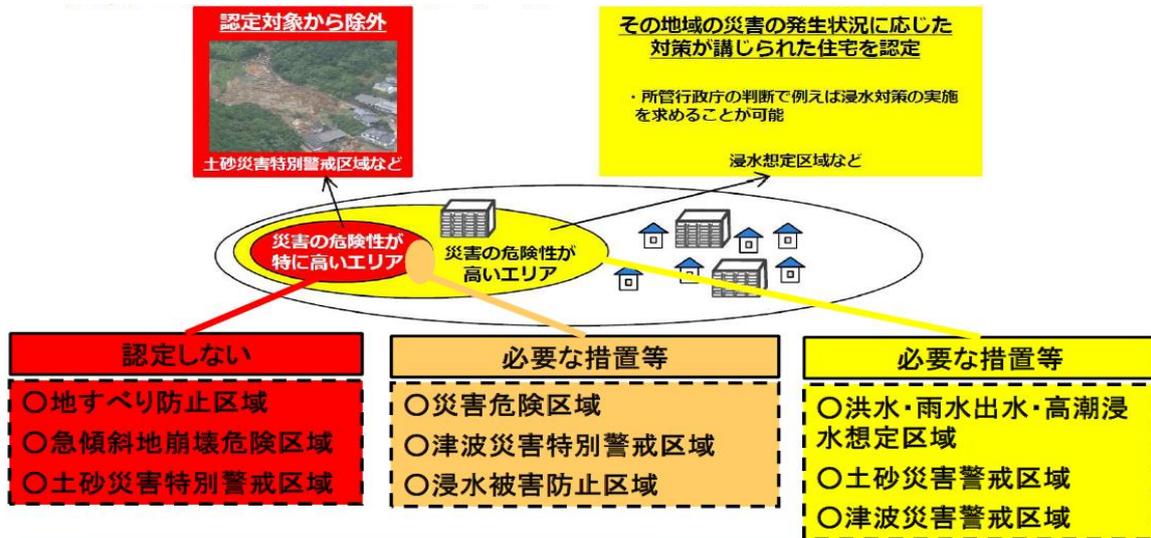


長期優良住宅認定申請の災害配慮基準における各区域について

- 長期優良住宅認定基準に「自然災害による被害の発生防止または軽減に配慮されたものであること」が追加され、災害の危険性が特に高い区域（エリア）については、長期優良住宅の認定をしません。



- 参考（安城市内における各区域内の状況について）

区域名	災害配慮基準における安城市内の各状況	確認方法等 （※詳細は各所管課に確認）
地すべり防止区域	なし	—
急傾斜地崩壊危険区域	なし	—
土砂災害特別警戒区域	あり (城ヶ入町及び姫小川町の一部)	マップあいち
災害危険区域	なし	—
津波災害特別警戒区域	なし（※当面の間なし）	—
浸水被害防止区域	なし（※当面の間なし）	—
洪水浸水想定区域	あり	安城市水害ハザードマップ内
雨水出水浸水想定区域	なし	—
高潮浸水想定区域	あり	マップあいち
土砂災害警戒区域	あり (城ヶ入町及び姫小川町の一部)	マップあいち
津波災害警戒区域	あり	マップあいち

- 必要な措置等に該当する区域においては、下記を参考に維持保全計画書を作成してください。

維持保全計画書（30年間）【参考】

点検部位			主な点検項目	点検の時期 (竣工より)	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容
構造 躯体	基礎	コンクリート基礎立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、換気口のふさがり、錆び、蟻道等	5、10、15、20、25、30年★	—	建替え時に更新
	土台	土台	基礎からのずれ・浮き、断面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、20、25、30年★	5年で防蟻・防蟻処理	建替え時に更新

～省略～

留意事項：

- ★は地震や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うもの
- 各点検において、劣化の状況に応じて適時維持保全の方法について見直す
- 点検結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。

一例として表記しています。

○土砂、津波及び浸水被害後においても、泥出し・洗浄・乾燥・消毒等を行い、良好な状態で使用するための維持保全を行うものとする。